# 長与町農業委員会会議録

平成29年5月25日

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 個人情報に関する部分については、内容を○又は()に置き換えています。

長与町農業委員会

# 平成29年5月農業委員会総会

1. 日時 平成29年5月25日(木) 9時30分から10時40分

2. 場所 長与町役場 4 階第 2 委員会室

3. 出席委員(16名)

会長1番田中稔会長職務代理者2番辻末男

委員 3番 山口 益子 4番 入江 武則 5番 白﨑 純範

6番河内秀治7番井上良信8番柳原厚志9番山本純博10番水谷勉11番柿本正博12番柿本香代13番上杉司14番浅井春千代

15番 松尾 義徳 16番 柿本 尚文

- 4. 欠席委員(0名)
- 5. 議事日程

第6

| 第1  | 議事録署名孝 | 長員の指名 | 16番   | 柿本   | 尚文    | 2番  | 辻  | 末男    |
|-----|--------|-------|-------|------|-------|-----|----|-------|
| 第2  | 第1号議案  | 農地法第3 | 条の規定  | 官による | ら許可申請 | につい | いて |       |
| 第3  | 第2号議案  | 農地法第5 | 条の規定  | 官による | ら許可申請 | につい | いて |       |
| 第4  | 第3号議案  | 農用地利用 | 集積計画  | 画につい | いて    |     |    |       |
| 第 5 | 第4号議案  | 農地中間管 | 7理事業に | こおける | 5農用地利 | 用配を | 計画 | 『案に伴う |
|     |        | 意見聴取に | こついて  |      |       |     |    |       |
|     |        |       |       |      |       |     |    |       |

第1号報告 農地改良届出報告書について

#### 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 和田 弘

 課長補佐
 村田 佳美

 農政農地係主任
 岩瀬 博暢

事務局

平成29年5月の総会開催にあたりまして、長与町農業委員会総会規則第6条により、在任委員で総会を開催する過半数以上、本日は、16人全員の出席であることを報告致します。 では、会長の方で、議事等の進行をお願いします。

議長

おはようございます。それでは、平成29年5月の農業委員会総会を開催致します。まず、 始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人 指名致します。16番、柿本尚文委員、2番、辻末男委員を指名致します。

日程第2、本日は、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請が1件、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請が2件、第3号議案農用地利用集積計画が6件、第4号議案では、第3号議案の6件目の案件に伴って、農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取が1件出されております。それから報告事項では、農地改良届出報告書についてが2件となっております。

では、日程第2、提出された議案の審議に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

それでは、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について議案書の1ページをお開き下さい。整理番号3、申請地が、長与町岡郷(地番)、畑、1,714㎡です。農地区分は、農用地区域の1筆です。申請者は、譲渡人が長崎市三原(地番)、(氏名)さん。譲受人が、諫早市多良見町佐瀬(地番)、(氏名)さん。申請目的は、売買での所有権移転です。

所有権移転に至った経緯といたしましては、備考欄に記載しているとおり、譲渡人は、現在、長崎市内在住で農業に従事しておらず、農地として適正な管理を行ってもらうため、経営規模拡大の意向のある譲受人へ売却するということです。譲受人の世帯は、労働力が3人で、耕作地は、畑、20,144㎡です。都市計画区域外になります。

申請地を申し上げます。 2ページをご覧下さい。岡郷、国道 2 0 7 号、 $\bigcirc\bigcirc$ バス停より $\bigcirc$   $\bigcirc$ 湾沿岸側(地域名)の 1 筆になります。以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。 16番、柿本委員。

16番

現地確認を5月19日に行いました。立会人は、事務局と(譲受人)さんご夫婦です。(譲渡人)さんと(譲受人)さんは兄妹になられます。(譲渡人)さんは、体調を崩されて、耕作が出来ないということで、妹の(譲受人)さんに所有権移転して、耕作をお願いするということでございます。台帳は畑ですが、立ち会った時の現況は原野化しています。ここは数年前までみかんを作っていましたが、(譲渡人)さんの体調が悪くなり耕作ができない状況でしたが、今回、原野のまま農地を取得するのは少し問題がありますからと、現地を確認すると

きに(譲受人)さんに申し上げましたが、(譲受人)さんとしては、竹が生えて原野化しているので、それを伐採して、今の畑の現状を見ながら自分で整備をされ、野菜を作付けされるお考えです。また、隣接の土地にも竹が覆いかぶさって被害があっておりましたのでそれについても(譲受人)さんの方で的確に整理をするとのことでしたので、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

地区担当委員さんからの説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

#### 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。 この農地法第3条の規定による許可申請を許可することについてご異議はありませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長

異議無しということですので、許可することに決定いたします。

続いて第2号議案農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い します。

事務局

それでは、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請について議案書の1ページをお開き下さい。整理番号6申請地は5筆です。長与町斉藤郷(地番)、畑、97㎡。同じく(地番)、畑、697㎡。同じく(地番)、畑、217㎡。同じく(地番)、畑、1,188㎡。同じく(地番)、畑、883㎡。計3,082㎡です。農地区分は、農用地区域外の5筆です。申請者は、譲渡人が、長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。長崎市東山町(地番)、(氏名)さん。佐世保市白岳町(地番)、(氏名)さん。長崎市小ヶ倉町(地番)、(氏名)さん。時津町久留里郷(地番)、(氏名)さん。長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。長与町岡郷(地番)、(氏名)さん。譲受人が、長与町斉藤郷1073番地、長与・時津環境施設組合管理者吉田慎一さんです。

申請目的は、板ノ浦公園整備のための所有権移転(売買)になります。

施設概要は、公園面積が約1.0ha、広場4,200㎡、遊歩道200m、高木100本、低木400本、駐車場2カ所10台分、トイレ1カ所、建築面積は10㎡未満となります。

備考欄に記載しているとおり、(施設名)の建設の条件として地元住民より施設の周辺に公園の整備を要望されており、申請地5筆を含めた同地区内に長与・時津環境施設組合が管理

する公園を新設する。公園区域内の既存農園道は、原則、障害者搬送車両及び来園者の遊歩道の運行を主とし、隣接耕作者の通作交通に支障がないように配慮するとなっております。また、土木工事造成中は、水路放流先の大村湾に泥水が流出しないよう汚濁防止フェンスを設置する。申請地を含めた公園用地区内の造成計画は、盛土を最高2.0m、切土を最高1.7m行う予定であるが、現状の地形を利用し、大村湾の風景を楽しむことを主眼においた自然公園を整備するもので、極力、近傍農地に悪影響を及ぼさないよう配慮しています。雨水排水については、水路放流。汚水処理は、合併浄化槽で浄化後、水路放流。生活雑排水は発生しないということです。市街化調整区域になります。

なお、立地基準は、2種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございません。

2ページをお開き下さい。申請地の場所を説明します。斉藤郷(施設名)横の町道を挟んで○○湾○○側の場所になります。

- 議長 事務局より説明が終わりましたが、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。 5番、白﨑委員。
- 5 番 事務局からの説明のとおり公園用地として準備をされております。以前は、みかん園でしたが、塩害で耕作放棄地になっており作物はほとんど作っておりません。竹が生い茂っている状況で問題ないと思います。
- 議 長 他の委員さんから何かご質問はありませんか。 16番、柿本委員。
- 16番 公園整備の全体計画についてお尋ねしますが、図面を見ると、公園用地の横に農地があるが、公園の全体的な考え方からすると一括した整備をされたほうが、後の維持管理も良くなると思う。残された農地の方は、今後も耕作の考えがあるのかという事と、また、木を植えるとあるが種類は分かりますか。
- 5 番 用地買収がうまくいかなかったので虫食いになっているが、現況は山林のように荒れています。
- 事務局 八重桜、クスノキ、ソメイヨシノ桜、梅、シイノキ、アジサイなどを植える計画のようです。

他にご意見、質問はありませんか。

# 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見、質問並びに審議を終了致します。説明のとおり農地法第5条の許可申請を県へ進達することについてご異議ありませんか。

# 【異議無しの声あり】

議長

異議無しとのことですので、県へ進達することに決定致します。続いて2件目について説明をお願いします。

事務局

3ページをお開き下さい。整理番号7申請地は、長与町岡郷(地番)の一部、田、572 ㎡のうち282㎡です。農地区分は、農用地区域外の1筆です。

申請者は、賃貸人が、時津町浜田郷(地番)、(氏名)さん。賃借人は、長崎市岡町(地番)、(会社名)代表取締役(氏名)さんです。申請目的は、工事現場事務所用地。賃借権の設定を行います。施設の概要として、事務所一棟、建築面積26.33㎡、物置一棟、建築面積2.92㎡、トイレー棟、建築面積1.52㎡、以上3棟は、仮設据え置き型レンタルハウスです。駐車場、普通車4台分です。備考欄に記載しているとおり、国道207号線拡幅工事施工のための現場事務所用地として受許可後から平成30年3月31日までの期間で賃貸借権を設定する。一時転用で道路拡幅工事終了後は、農地復元工事の施工を行う。

申請地は、現在のまま利用し、被害の恐れのある造成工事や地形の変更はない。また、近 傍農地の下段にあたるので特に農地への影響はないと思われます。雨水排水については自然 流下。汚水処理は汲み取り。生活雑排水は発生しない。都市計画区域外になります。

なお、立地基準は2種農地、一般基準については、書類と現地での確認上、問題はございません。

4ページをお開きください。申請地の場所を説明いたします。岡郷、国道207号線、○ ○バス停付近にある(施設名)横になります。以上説明を終わります。

議長

ただ今の説明に関連して、地区担当委員さんから補足説明はありませんか。 16番、柿本委員。 16番 現地確認をしましたが、問題ありません。

議 長 地区担当委員さんからの説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

【意見・質問無し】

議長 それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり農地法第5条の許可申請を進達することについてご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

事務局

議長

8 番

議長 異議無しということですので、県に進達することに決定いたします。 それでは、第3号議案農用地利用集積計画について説明をお願いします。

それでは第3号議案農用地利用集積計画に入りますが、1ページから4ページの例月・規定・集計表等については、省略させていただきます。それでは議案書の5ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町三根郷(地番)。利用権を設定する土地は1筆です。長与町三根郷(地番)、田、1,592㎡で、利用権の種類は賃貸借権です。具体的な作物名は、水稲です。平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間で、年間借り賃は、米○○kg、毎年10月頃自宅へ納入です。新規になります。

土地の所在ですが、7ページをお開き下さい。なかなか説明しづらいのですが、図面の三根郷、県道多良見線から○○橋を渡ったところで申請地を図面で確認いただければと思います。

説明が終わりましたが、地区担当委員さんから補足説明があればお願いします。 8番、柳原委員。

貸主の(氏名)さんは、高齢で作付けできなく、借主の(氏名)さんが近くを借りて作付けしているので今回お願いして作付けしてもらうことになりました。

ただ今、説明が終わりましたが、ご質問はありませんか。

#### 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長

異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、2件目について、説明をお願いします。

事務局

次に8ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町本川内郷(地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町三根郷(地番)。利用権を設定する土地は、1筆です。長与町三根郷(地番)、田、1,335㎡。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成29年6月1日から平成34年5月31日までの5年間で、年間借り賃は、現金〇〇円、毎年10月頃自宅納入です。継続になります。

土地の所在ですが、10ページをお開き下さい。なかなか説明しづらいのですが、図面の 三根郷県道多良見線○○寺とJR長崎本線の付近で、申請地を確認していただければと思い ます。

議長

地区担当委員さんから補足説明があればお願いします。 8番、柳原委員。

8 番

場所が分かりづらいですが、○○方面の区画整理をされた土地です。借主の(氏名)さんは、近くをたくさん借りて作付けされています。三根は田んぼが広いですが、地主さんが高齢のため作れないという方が増えてきている。荒地を無くすためには、農業委員さんや農業委員会に世話をしていただいて、荒地を増やさないように私たちも頑張っています。借主の(氏名)さんはきちんと管理を行うので問題ありません。

ただ今、地区担当委員さんの説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

# 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、許可することについてご異議ありませんか。

# 【異議無しの声あり】

議長

異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、3件目について説明 をお願い致します。

事務局

次に11ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町斉藤郷 (地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町斉藤郷 (地番)。利用権を設定する土地は、長与町斉藤郷 (地番)、田、391㎡。同じく (地番)、田、431㎡。同じく (地番)、田、905㎡の3筆になります。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間で、年間借り賃は、3筆で年間米○○kg、毎年10月頃自宅納入になります。継続になります。土地の所在ですが、13ページをお開き下さい。斉藤郷、(施設名)より (施設名)の脇の町道を約150m入ったところになります。

議長

地区担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。 5番、白崎委員。

5 番

この案件につきましては、継続です。借主の(氏名)さんは大型のコンバイン、乾燥機もあり、既に田植えの準備もしているようです。問題はありません。

議長

他の委員さんからご意見、質問はありませんか。

#### 【意見・質問無し】

それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長

異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、4件目について説明 をお願い致します。

事務局

次に14ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町岡郷 (地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長崎市東山手町 (地番)。利用権を設定する土地、長与町岡郷 (地番)、田、868㎡の1筆です。利用権の種類は、賃貸借権で、具体的な作物は水稲です。平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間で、年間借り賃は、年間米〇〇kgで、毎年10月頃貸主の母、(氏名) さん宅、岡郷 (地番) へ納入となります。16ページに利用権の設定に関する同意書、17ページに相続関係説明図を付けています。継続になります。

土地の所在ですが、18ページをお開き下さい。岡郷、国道 207 号線 $\bigcirc$ 〇バス停から $\bigcirc$  つ方面  $\bigcirc$  100 m いった左側になります。

議長

5件目も同じ家庭のため、続けて事務局より説明をお願いします。

事務局

次に、19ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町岡郷 (地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所、(氏名) さん、長与町岡郷 (地番)。利用権を設定する土地は1筆です。長与町岡郷 (地番)、田、1,077㎡です。利用権の種類は、賃貸借権です。具体的な作物は、水稲です。平成29年6月1日から平成32年5月31日までの3年間で、年間借り賃は、年間米○○kg、毎年10月頃に自宅へ納入です。継続になります。

土地の所在ですが、21ページをお開き下さい。岡郷、国道207号線 $\bigcirc$ 〇バス停から $\bigcirc$ 万面へ約150m行って左へ下る $\bigcirc$ 〇湾海岸に隣接した土地になります。

議長

地区担当委員さんより4件目と5件目を併せて補足説明をお願いします。 16番、柿本委員。 16番

2件とも継続して耕作するとのことです。借主の(氏名)さんは、管理を良くされており 田植えに関する機械もたくさん所持されており問題無いと思われます。14ページの貸主の (氏名) さんは、所有者の(氏名) さんが亡くなられたため、相続関係の書類を添付されて おり問題ありません。

議長

補足説明がありましたが、ご意見、質問はありませんか。

# 【意見・質問無し】

議長

それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。 4件目、5件目につきましては説明のとおり、許可することについて、ご異議ありませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長

異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、6件目ですが、冒頭に申し上げたとおり第4号議案の農用地利用配分計画案と関連した議案となりますので、併せて審議することにいたします。

それでは、第3号議案の6件目、そして、第4号議案の農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取について続けて説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案の22ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、公益財団法人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町2番13号。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、(氏名)さん、長与町平木場郷(地番)。利用権を設定する土地は、長与町三根郷(地番)、田、1,299㎡の1筆です。利用権の種類は、賃借権で、利用内容は、水田です。平成29年7月10日から平成39年7月9日までの10年間で、年間借り賃は、10aあたり〇〇円の年間〇〇円で、借り賃の支払い時期は6月の口座振替です。利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律は、賃貸借となります。

土地の所在ですが、26ページをお開き下さい。なかなか説明しづらいのですが、図面の 三根郷、県道多良見線から町道を○○団地の方面へ入った場所が申請地になります。

次に第4号議案農地中間管理事業における農用地利用配分計画案に伴う意見聴取についてですが、4ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所、(氏名) さん、長与町丸田郷 (地番)。利用権を設定する者の氏名又は名称及び住所、公益財団法

人長崎県農業振興公社理事長濵本磨毅穂さん、長崎市江戸町2番13号。権利を設定する土地は、第3号議案の22ページと同様ですので省略させて頂きます。

議長 地区担当委員さんから補足説明をお願いします。 8番、柳原委員。

8 番 場所は、(地区名)で○○団地の下ですが、区画整理をしていないため、田が深くて耕作し難いので田んぼの荒地も見受けられますが、高齢化のため借り手が少ないため、農地中間管理事業を利用し借り手を捜した。区画整理以外は、高齢化が進むと仕事がしづらいため借り手が少ない。

議長地区担当委員さんからの説明が終わりましたが、ご意見、質問はありませんか。

#### 【意見・質問無し】

議長 それでは、ご意見、質問並びに審議を終了いたします。まず、第3号議案の6件目の利用 権設定からですが、説明のとおり許可することについて、ご異議ありませんか。

#### 【異議無しの声あり】

議長 異議無しとのことですので、許可することに決定致します。続いて、第4号議案の3ページの意見書に意見なし、または、意見ありのどちらかを第3号議案の6件目の案件と併せて報告することになっていますので、挙手で賛否をとります。

第3号議案の6件目と第4号議案について意見なしの方は、挙手をお願いします。

#### 【全員、挙手あり】

議 長 挙手された委員が全員で、過半数を超えていますので、「意見なし」で、町長に報告いたします。

これからは、報告事項に移ります。事務局から報告をお願いします。

事務局

別紙の平成29年5月農業委員会総会報告事項の1ページをお開き下さい。農地改良届出の報告です。土地の所在等ですが、長与町岡郷(地番)、登記、現況地目とも畑、5,488㎡のうち500㎡が対象となっています。所有者の氏名、(氏名)さん、住所は、時津町浜田郷(地番)。作付け作物は、ミカンです。工事期間は、平成29年6月30日までの予定です。農地改良とその他の内容ですが、園内に侵入道路がないため、道路整備を行う計画です。上記のとおり、農地改良届出を平成29年4月24日に、現地確認を平成29年4月24日にいたしましたので報告いたします。平成29年5月25日、農業委員柿本尚文代読です。

改良の届出場所を説明いたします。2ページをお開き下さい。岡郷、国道207号線(事業所名)の道路下になります。以上です。

議長

ただ今、事務局より報告がありましたが、何か尋ねたいことはありませんか。 16番、柿本委員。

16番

補足説明をします。 3 月に新規就農で取得された土地です。ミカン、ビワを栽培されており、よく管理されていますが、園内道が無かったので幅員が約1 m $\sim 2$  mぐらい、軽トラックと運搬車が入るくらいで、延長的には6 5 mぐらいの園内道を作ることになりました。道路は、切り盛りの工法でやるということでしたので、問題は無いと思います。熱心に耕作されています。

議長

他にありませんか。

【意見・質問無し】

議長

では、続いて2件目の報告をお願いします。

事務局

3ページをご覧下さい。農地改良の届出です。土地の所在等ですが、長与町岡郷(地番)、登記、現況地目とも田、1,550㎡のうち200㎡が対象となっています。所有者の氏名、(氏名)さん。住所は、長与町岡郷(地番)。作付け作物は、水稲です。工事期間は、平成29年5月30日までの予定です。農地改良とその他の内容ですが、町道に隣接している田にアンカーブロックを積み上げ、○○土地区画整理事業の土地造成残土を使用し、嵩上げを行

い、その後、水稲を作付けする計画です。上記のとおり、農地改良届出を平成29年4月24日に、現地確認を平成29年4月24日に致しましたので報告いたします。平成29年5月25日、農業委員浅井春千代、農業委員柿本尚文代読です。

改良の届出場所を説明いたします。 4ページをお開き下さい。岡郷、国道 2 0 7 号線 $\bigcirc\bigcirc$  バス停より町道を下った $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  公園付近になります。以上です。

議長

ただ今、事務局から報告がありましたが何か尋ねたいことはありませんか。

【意見・質問無し】

議長

それでは、これで報告事項を終わります。次は、行事報告です。説明が必要であればお願いします。

【この後、平成29年5月行事報告が行われた】

議長

これで、本日の報告事項は終了いたしました。以上をもちまして、長与町農業委員会5月総会を閉会します。